

# 福岡県公報

平成十八年一月十一日 第二千四百八十一号

増刊 ①

## 人事委員会

- 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、これに公布する。
- 一 別表第一 鞍手救助班の項の改正規定 平成十八年一月十一日  
 二 別表第一 朝倉救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十日  
 三 別表第一 嘉穂救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十七日

## 目次

規則（第二号）

- 福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（保健福祉課）……………一

- 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会）……………一

- 福岡県委員会運営規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………一

- 福岡県委員会運営規則の一部を改正する規則（警察本部生活安全総務課）……………一

- 福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。（平成十八年一月十一日）

## 福岡県人事委員会規則第一号

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一民法第三十四条の規定により設立された法人の項中

「財団法人福岡県教育文化奨学財団」を「財団法人福岡県教育文化奨学財団」に改め、

「財団法人福岡県下水道公社」を「財団法人福岡県教職員互助会」に改め、

「財団法人福岡県下水道公社」を「財団法人福岡県下水道公社」に改める

「財団法人福岡県スポーツ振興会社」を「財団法人福岡県スポーツ振興会社」に改める

「財団法人福岡県地域福祉財団」を「財団法人福岡県地域福祉財団」に改める

## 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県災害救助法施行細則（昭和四十年福岡県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一朝倉救助班の項中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同表鞍手救助班の項中「直方市」を「直方市 宮若市」に改め、同表嘉穂救助班の項中「山田市」を「嘉穂市」に改める。

## 福岡県公安委員会規則第一号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

## 附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

平成十八年一月十一日

平成十八年一月十一日

## 福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則（昭和二十九年福岡県公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二十条第一号の公印の項中「証明書」の次に「、現住指導教育責任者講習通知書、成績証明書」を加え、「受験票」を「受検票」と、「合格証」を「合格証明書」に改め、同表第二十条第三号の公印の項中「少年指導委員証」の次に「、受験票」を加え、「、受験票」を削り、「合格証」を「合格証明書」と改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県（総務部行政経営企画課）販印 売刷 株式会社ふ頭六番四号  
福岡市東区箱崎川島弘文二社

定価 一箇月1350円（税込・郵便料別）